

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度） の運営状況について



# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の運営の仕組み(平成20年度)

## <制度の特徴>

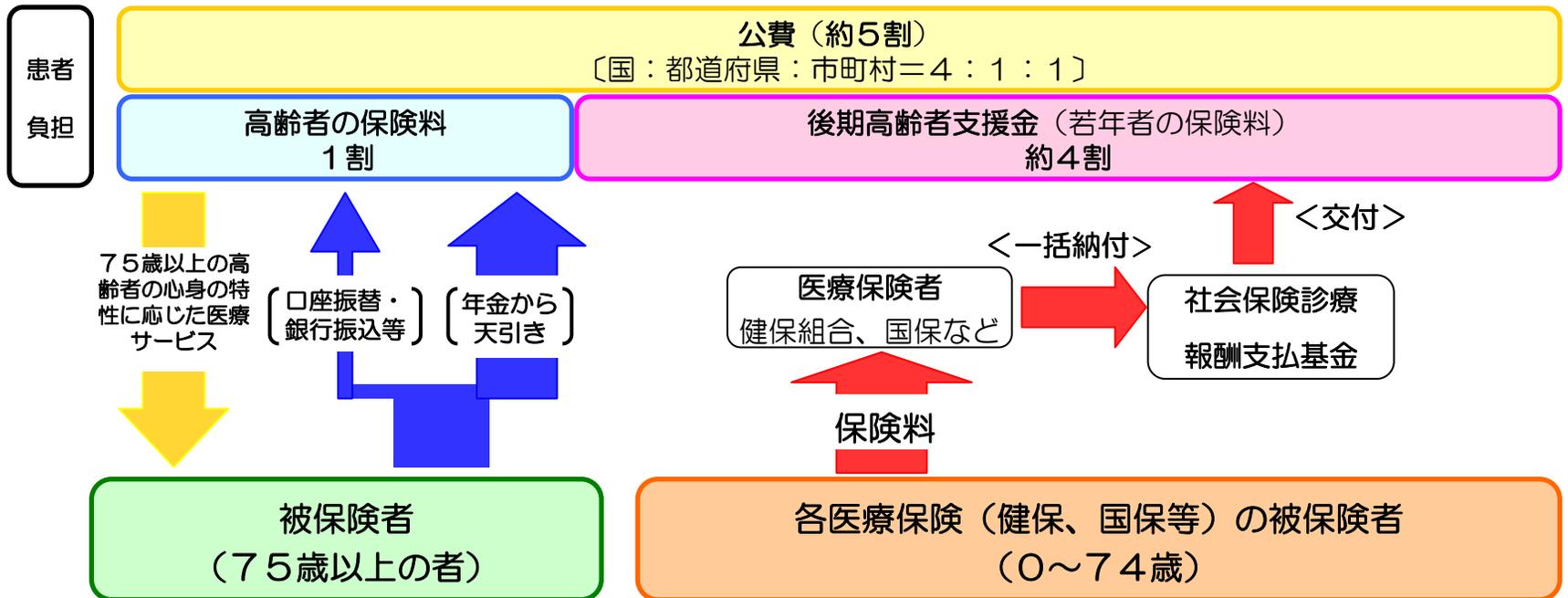
- ① 都道府県ごとの広域連合が財政運営の責任主体であることを明確にし、広域連合が一元的に高齢者の方々から保険料をお預かりし、その使い途にもしっかりと責任をもつ体制とする
- ② 都道府県ごとの医療費の水準に応じた保険料を、高齢者の方々全員に、公平に負担していただく(県内では同一所得の方については同一の保険料とする) ※これにより、市町村ごとに約5倍の保険料格差があったのが約2倍に縮まる
- ③ 若い人と高齢者の分担ルールを明確にし、高齢者にも若い方々にも納得して負担していただく

<対象者数> 75歳以上の高齢者 約1,300万人

<75歳以上の高齢者の医療費> 11.9兆円(平成20年度予算ベース:満年度)

給付費 10.8兆円 患者負担1.1兆円

【都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合】



各医療保険者の支援金負担額は、0~74歳の加入者数に応じて決まる仕組み

費用負担の透明性  
財政責任の明確化

# 今後の高齢者医療費の 増嵩にどう対応するか

医療費適正化  
の推進

## 従来の制度の問題点

- ・高齢世代の保険料の扱いが不明確。必要な費用が際限なく現役世代に回される仕組み。
- ・老健制度の実施主体である市町村は、医療費を支払うだけで、保険料の徴収を行っておらず、責任が不明確。

年度	対象者数 (万人)	医療費(兆円)	
		改革前	改革後
2006(H18)	1,300	11	
2015(H27)	1,600	18	16
2025(H37)	2,000	30	25

## 現状

- ・生活習慣病は、国民医療費の約3割、死亡数割合では約6割を占める
- ・国際的にも長い平均入院日数

## 新たな高齢者 医療制度の創設

- 現役と高齢者の分担ルールを明確化
- 「広域連合」のもとに財政・運営責任を明確化
- 市町村が望む都道府県単位の財政運営に

後期高齢者にふさわしい  
医療の提供

- ・生活を支える医療の提供
- ・在宅医療の充実

## 医療費適正化計画

- ・生活習慣病対策（特定健診・保健指導等）
- ・長期入院の是正

⇒ 高齢期における  
医療費の適正化

# 長寿医療制度でこう変わります

実施主体(保険者)を都道府県単位としました。

都道府県の広域連合が責任ある保険者として運営が効率化します。窓口はこれまでどおり身近な市区町村です。

高齢者のご負担分と現役世代の負担の割合を明確にしました。

将来的に現役世代の人口は少なくなります。このため、現役世代の負担(全体の4割程度)と高齢者(全体の1割程度)とバランスのとれた負担のルールを設定しました。

※将来的には現役世代が減少することを踏まえ、長寿医療世代と現役世代のバランスを取りながら2年に1度、見直し。

高齢者お一人おひとりが共通のルールにより保険料を支払うことになりました。

みんな都道府県単位で、国保の方も、健康保険の被扶養者の方も、同じルールでご負担いただきます。

## 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について

平成20年6月12日

政 府 ・ 与 党

新たな高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決すべく、長年にわたり、多くの関係者が議論を積み重ねた上で、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でもとに支え合うものとして設けられることとなった。

高齢者の方々の医療費を国民全体で分かち合っていく仕組みは、高齢者の方々の医療を守っていくためにも必要であり、その円滑な運営を図るため、引き続き地方自治体関係者とも十分連携しながら、制度の趣旨・必要性を懇切丁寧に説明し、ご理解をいただく努力を重ねていく必要がある。

こうした中で、本年4月からの制度の施行状況等を踏まえ、制度の円滑な運営を図るため、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、次の1から7の通り、きめ細かな措置を早急に講ずるとともに、地方自治体関係者と十分連携して、さらに広く国民に周知する。

### 1. 保険料の軽減対策

- (1) 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入210万円程度まで）について、所得割額を50%程度軽減する。
- (3) これらの措置を講じてもおお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する。
- (4) これらの措置は、平成21年度から実施し、今年度においては、経過的な軽減対策を講ずる。
- (5) 以上の財源措置については、システム改修経費等の取扱いや概算要求基準との関係を含め、政府・与党の責任において適切に対処する。

2. 年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。

- ①国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
- ②連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）  
でその口座振替により納付する場合

(注) 65歳から74歳の国保に加入する世帯主の年金からの保険料徴収についても同様の扱いとする。